令和2年度サービス管理責任者等受講資格取得研修

相談支援(障害児者支援)の基本的視点

芳賀郡障害児者相談支援センター 石﨑 智

基本的視点とは何か?

【今和元年度相談支援専門昌指導者養成研修資料】

人権の尊重や社会正義の実現を前提として

- ●当事者の視点(個性の尊重)
- ●アドボカシーの視点(意思決定支援)
- ●自立・自己決定の支援(主体性発揮)
- ●エンパワメントの視点(当事者による社会変革)
- ●社会的包摂の視点(社会の再統合)

共生社会の実現に向けた自立支援協議会の役割:津久井やまゆり園の事件を受けて 神奈川県障害者自立支援協議会会長鈴木敏彦(和泉短期大学)2016年9月1日

津久井やまゆり園の事件においてお亡くなりなられた方々、ご遺族の皆さまに衷心より哀 悼の意を表します。また、事件により傷を負われた利用者の方々、ご家族の皆さまには心 よりお見舞い申し上げます。さらに、困難な状況のなかで懸命に利用者支援に当たってお られる社会福祉法人かながわ共同会の職員の皆さまに深く敬意を表します。(中略)

報道によると、事件の容疑者は障害者の存在を否定する許しがたい発言を行っていることが明らかにされています。かつて国連は、「ある社会が、その構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会である」とのメッセージを発しましたが、いま、まさにこの言葉の意味が問われています。事件は、共生社会を目指し歩んできた世界の、またわが国の多くの人々に、大きな衝撃を与えるものです。同時に、大変残念ながら、これまでの共生社会への取組みが、いまだ道半ばにあることを、私たちの社会に突きつけることとなりました。

神奈川県障害者自立支援協議会は、障害者を排除する考え方を強く否定し、障害者一人ひとりが地域においてその人らしい自立した生活を送ることができるよう、今後も多様な支援の実現に向けて取り組む必要があります。また、県内の障害保健福祉圏域自立支援協議会及び市町村協議会、さらには全国の都道府県及び市町村の協議会に、共生社会の実現に向けた歩みを一歩たりとも緩めることなく、さらなる進展を目指すための連携と協働を呼びかけます。

本日の話「相談支援で特に大切にしたい視点」

- 1.相談支援とは
- 2.相談支援の基本姿勢(忘れてはならない理念)
 - (1) ノーマライゼーション
 - (2) ソーシャルインクルージョン
 - (3) エンパワメントとストレングス
 - (4) あたりまえだけど「本人主体」
- 3 障害のある人の地域生活支援
- 4.障害のある人の権利擁護
 - (1) 障碍者権利擁護
 - (2) 障害者虐待防止法
 - (3) 障害者差別解消法
 - (4) 意思決定支援
- 5.ソーシャルワーカーとしての相談支援

1.相談支援とは

「先見性(今後を見通す力)」に基づく「移行期におけるつながる 支援(縦のマネジメント)」

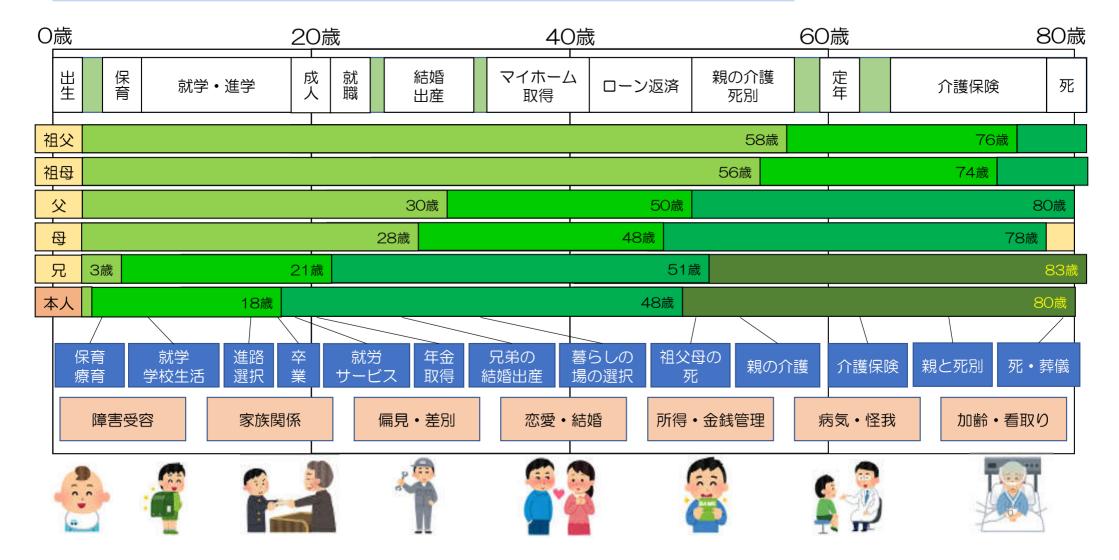
「俯瞰性(全体を見渡す力)」に基づく「関係者の協働による支援 ネットワークの構築(横のマネジメント)」 とを実践すること。

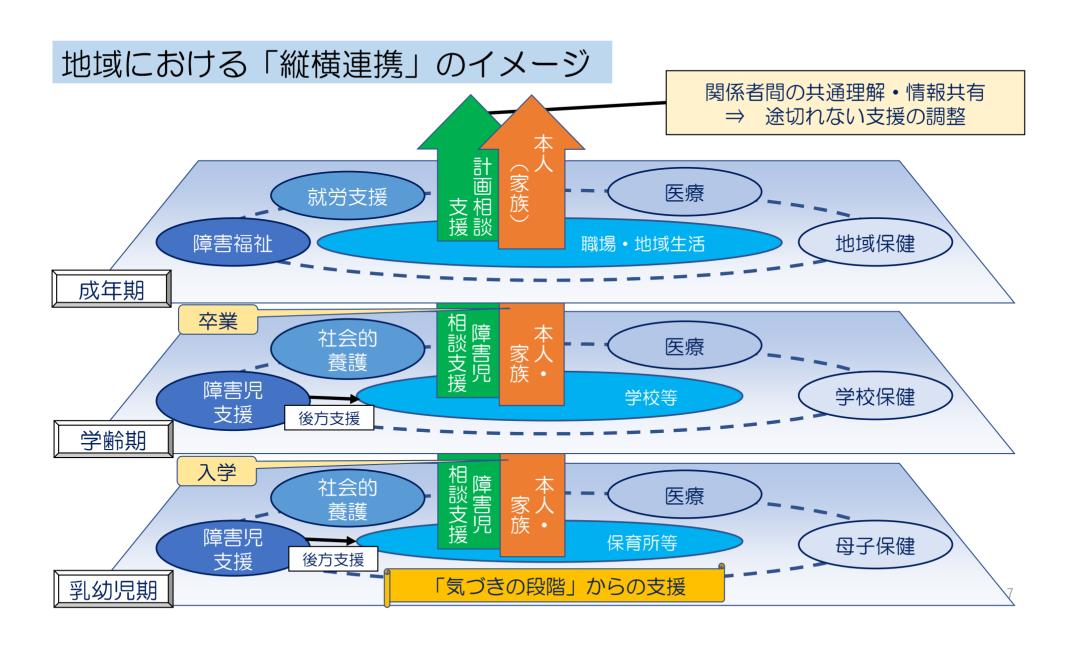
いずれの場面においても、その中心には「本人」が位置している。

ちなみに、相談支援専門員とは・・・

基本相談支援を基盤として、サービス等利用計画作成を行う個別支援だけでなく、「協議会活動を核とした地域づくり(ネットワーク構築による地域力の向上、社会資源の開発)」をも視野に入れ、この両者に連続性と整合性をもって取り組むことができる人材。

ライフステージごとの生活課題や相談内容 (例)





2.相談支援の基本姿勢

相談支援において絶対に忘れてはならない理念

- 1 ノーマライゼーション
- ② ソーシャルインクルージョン
- ③ エンパワメントとストレングス
- 4 あたりまえだけど「本人主体」

2.相談支援の基本姿勢

(1) ノーマライゼーション

障害者の住居、教育、労働、余暇などの生活の条件を可能な限り障害のない人の生活条件と同じ(ノーマルにする)にしていこうという考え方。

デンマークにバンク・ミケルセンにより提唱され、スウェーデンのベングト・ニリエにより世界中に広められた。 (ノーマライゼーションの8つの原理)

1. ノーマルな一日のリズムを送る

1日の生活が、朝起きて、夜眠るといった、普通の生活リズムで過ごせる環境があり、本人の意思に反して生 活の時間が決められることがないということが大切である。

2. ノーマルな一週間のリズムを送る

人は、自分の家だけでなく、学校や職場などの生活があり、その生活には、休日も含めた一週間のリズムがあり、複数の場での活動がその人らしく過ごせることが大切である。

3. ノーマルな一年のリズムを送る

一年には、季節の変化や伝統行事、誕生日などさまざまなイベントがあり、障害がある かどうかでこれらのイベントに参加できるかどうかが決まってはいけない。

4. 個人のライフサイクルを通してのノーマルな発達的経験をする機会を持つ

誰でも、生まれてから幼児期、学童期、成人期、高齢期のライフサイクルを順に経験していくのであって、障害のある 人のライフサイクルも、同じようなライフサイクルを経験できるようにすることが大切である。

5. 障害者の選択や願い、要望ができる限り考慮され尊重される

自分の好きなところに住み、好きなことをやり、それをすることを家族の方や友だちに限らず、誰にも非難されるようなことがなくできることが大切である。

6. 男女が共に住む世界での生活を送る

障害の有無に関わらず、男性も女性もいる世界に住むことは非常に重要であり、同性とだけの関係しか構築できないというのは、それは決してノーマルなものではない。

7. ノーマルな経済水準を得る

障害のある人も、社会に参加して、基本的な経済活動を行えるようにするべきという考え 方。児童手当や障害年金、 最低賃金などの経済支援があることも大切である。

8. 設備が、障害のない人を対象とする施設と同じレベルのものである

障害があるという理由で、本人の意思に反して、特定の地域に作られた大規模施設などで の生活を強いられるようなことがあってはならない。

ノーマライゼーションのよくある誤解

◇「ノーマライゼーションとは人を「ノーマルにすること」ではない

ノーマライゼーションは、障害のある人の行動をなかば強制的に障害のない人に合わせるということではなく、障害のある人が社会で生活している多くの人と同様に多様性と選択性のある生活を送るため のもの。その社会の実現のために必要な支援は社会側がすべきだという考え方。

◇「ノーマライゼーションは特別な支援をなくすこと」ではない

ノーマライゼーションは、障害のある人が支援を受けずに生活できるようにするということではなく、 障害のある人が不自由なく生活できる助けになる支援・サービスを推奨するという考え方。

◇「ノーマライゼーションは軽度な障害にのみ適用される考え」ではない

ノーマライゼーションの考えは、どんなに重度の障害を抱える人にも適用される。ノーマライゼーションの原理は、重複障害者があたりまえのことをするためにはたくさんの支援が必要になると指摘している。

◇「ノーマライゼーションは完璧を目指すもの」ではない

ノーマライゼーションは、誰もが完璧に自立した生活を送れる社会を目指す考えではなく、一人ひとり の、障害や能力などに応じて最適な支援や環境を整えることを目指す考え方。

ノーマルとは…「多様な選択肢があること」「YESもNOも言えること」 ノーマルであるためは…「想像力」と「創造力」

2.相談支援の基本姿勢

② ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)

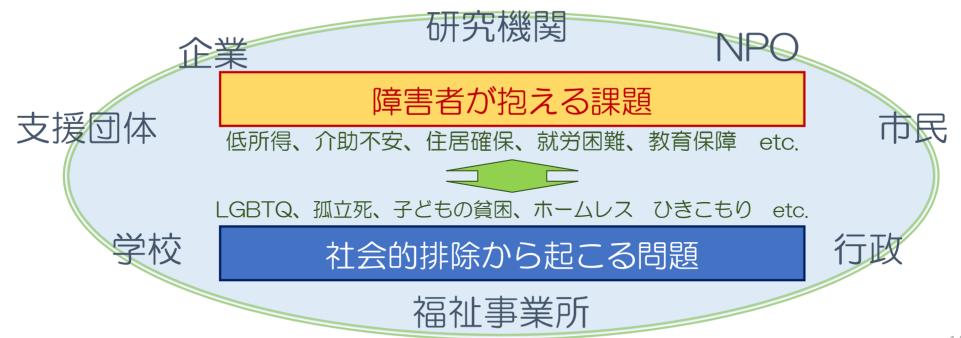
「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化 的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合 う」という理念

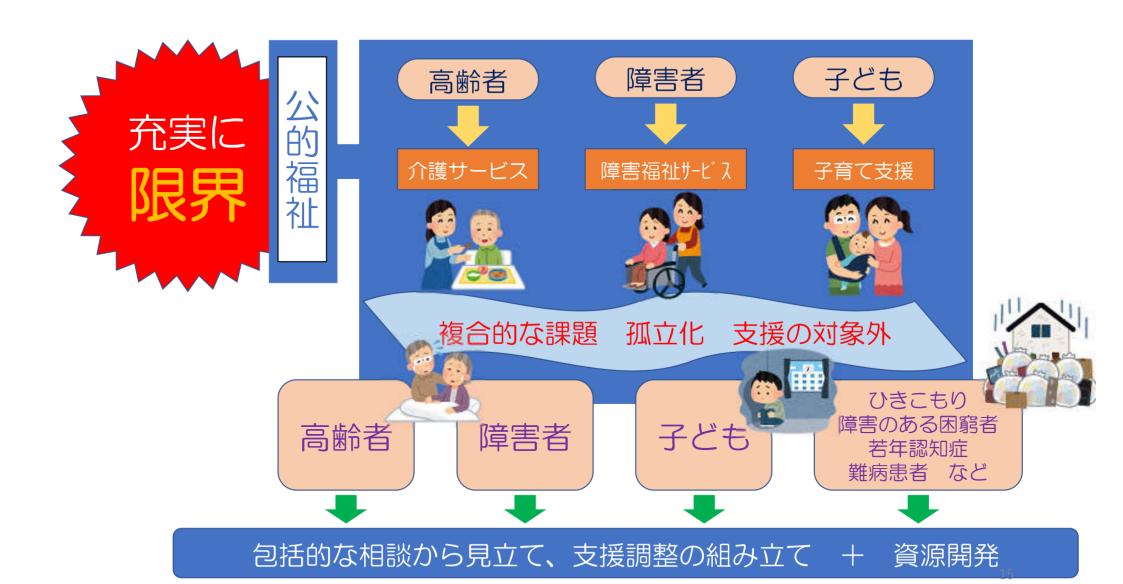
※ ソーシャルエクスクルージョン(社会的排除) 貧困・障害・人種などの理由で社会との関わりが無くなり、 孤立して社会から疎外されてしまう社会的差別を指す

インクルーシブな支援とは… 障害福祉施策だけではなく 「一般施策」を視野に入れて

社会的包摂の視点(社会の再統合)

誰も排除しない社会の実現に向け、あらゆる人、団体と連携を深め、新たなつながりの深い社会をつくる





「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)【概要】

「他域井生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・カごと」地が共生社会実現本知決定

◆制度・分野ごとの『縦割U』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、 人と人一人と資源が世代や分野を抱えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの夢らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の「紹割り」から「丸ごと」への転換

○個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援 ○人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

○住民の主体的な支え合いを育み、募らしに安心想と生きがいを生み出す。 ○地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域 課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化:高齢者だけでなく。 生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- サ生型サービスの創設 【29年制度改正・30年級服奴定】
- 市町村の地域保健の推進機能の発化、保健福祉機断的な 包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画。 民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と カごとつながることで地域に「循環」を生み出す。 先進的取組を支援
- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討。
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の 一部免除の検討

専門人材の機能強化・最大活用

地域丸ごとのつながりの強化

実現に向けた工程

平成29(2017)年:介護保険法・社会福祉法等の改正 平成30(2018)年:

- 市町村による包括的支援体制の制度化。
- 共生型サービスの創設 たど

- ◆ 介護・障害報酬改定:共生型サービスの評価など
- ◆ 生活困窮者自立支援制度の強化。

平成31(2019)年以降: 更なる制度見直し

2020年代初頭: 全面展開

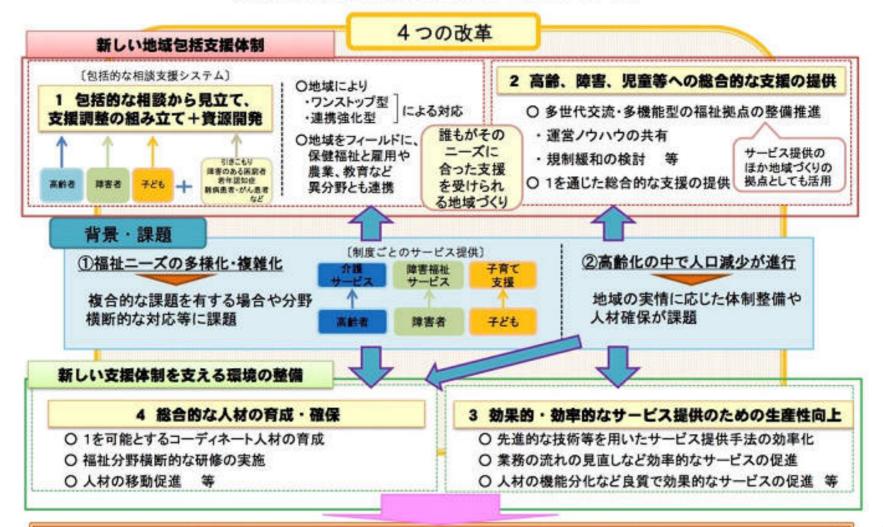
[## (## 1991)

①地域課題の解決力機化のための体制の全国的複整構のための支援方等(制度のあり方を含む)。

の保健福祉行政機断的な気括的支援のあり方

③共通基礎課程の創設

〜新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン〜



2

2.相談支援の基本姿勢

③ エンパワメントとストレングス

◆エンパワメント

本来は「力をつける」という意味。障害を持った方、あるいはその家族が、より内発的な力を持ち、自らの生活を自らコントロールできること、自立する力を得ること、自らの力を自覚して行動できるようになることをいう。

支援の根本的な目的はやはり、個々の人をエンパワメントすること。 その人その人ごとに異なる、ふさわしいエンパワメントが必ず存在する。

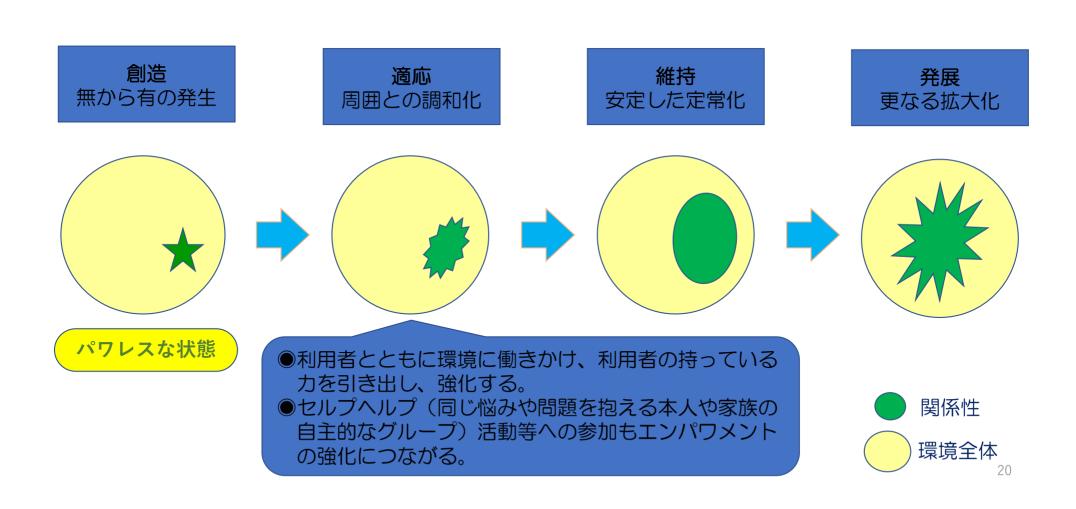
エンパワメントするというのは、個々の人が、「生きているって、けっこう悪くないな!」「こんなこともしてみたい、あんなこともしてみたい!」「そのために私はこうしよう!」と、その人なりの希望を持って生きる気持ちになれること。

18

エンパワメントの8原則

- ①目標を当事者が選択する。
- ②主導権と決定権を当事者が持つ。
- ③問題点と解決策を当事者が考える。
- ④新たな学びと、より力をつける機会として当事者が失敗や成功 を分析する。
- ⑤行動変容のために内的な強化因子を当事者と専門家の両者で発見 し、それを増強する。
- 6問題解決の過程に当事者の参加を促し、個人の責任を高める。
- ⑦問題解決の過程を支えるネットワークと資源を充実させる。
- 8当事者のWell-being(良好な状態)に対する意欲を高める。

エンパワメントの発展段階



2.相談支援の基本姿勢

- ③ エンパワメントとストレングス
- ◆ストレングス 本人の持つ「強さ」「カ」という意味。 本人の「強み」「ポジティブた特性」

ストレングス視点

障害のある人やその家族、地域などが持っている強みや能力、可能性に注目 した考え方。 ストレングス(strengths)視点の焦点は「病気(病理)」や「障害 そのもの」ではなく「可能性」。

- ①その人が本来持っている強さ、健康な側面、得意なこと、潜在的な能力、暮らしていく中で獲得した様々な技能(関心、コミュニケーション、日常生活上のノウハウ)等
- ②その人を支えるプラスの環境のストレングス

ストレングスは、一見弱みに見えるものの中にも実は存在するなど奥が深いもの。

強さのへの気づきはその人の「自分らしさ」へ向かう推進力(燃料) となる大事な社会資源への気づきとも言える。

ストレングスは生きていく活力

2.相談支援の基本姿勢

④本人主体

「本人主体」(本人中心、利用者主体、利用者本位) =本人が中心となり、主体となる (自分で選んで自分で決める)

誰のための支援であり福祉なのか 専門職という人たちは何をするのか どういう地域社会を創っていかなくてはいけないのか …あたりまえだけど「本人主体」

本人中心という視点に徹底的にこだわる

本人の生活がある、望む暮らしがある。

それを明らかにし、常に中心に据えながら支援するのが本人中心 の支援。

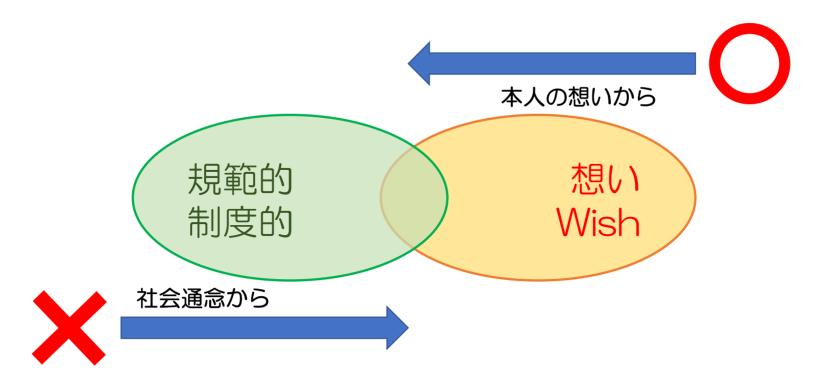
「本人の望む暮らし」から始めなければ支援者中心の支援になってしまう。

想いや考えを受け止めるということ

いろいろな人がいるんだなあって理解すること 否定しない、押しつけないこと 思いや感情を素直に出せるように配慮すること 秘密保持は相談支援の大前提

当事者の視点(個性の尊重)

社会通念や概念の制度から障害を捉えるのではなく、常に本人に寄り添って「想い」を捉える



サービス提供の基本的考え方

利用者中心のサービス提供

どのような支援が あれば達成できる かの分析



初期状態現在の状況

利用者の意向

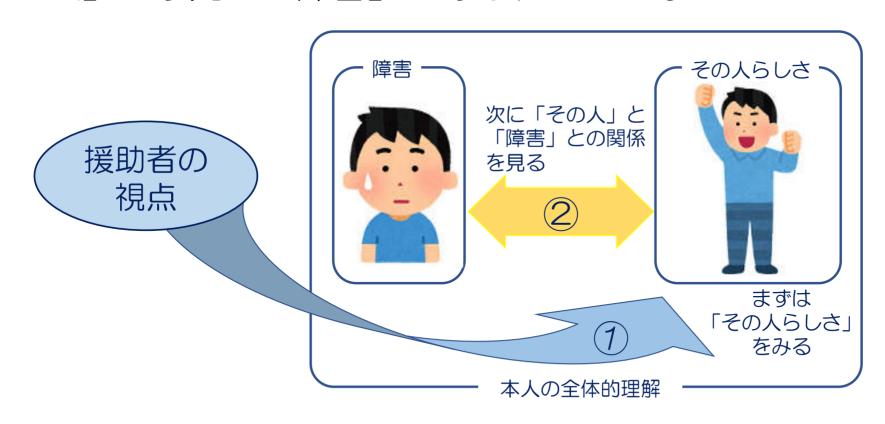
利用者の望む生活が実現するよう、 支援を組み立てる

個別支援計画の作成

達成すべき状態(実現したい状況)

「人」優先の理解

「人」より先に「障害」があるわけではない



3.障害のある人の地域生活支援

障害のある方の地域生活における社会資源の役割や支援内容を理解する

地域生活支援とは、相談支援の「目的」そのもの

- ①個別性を重視した地域生活の総合的支援 住まいの場、日中活動、余暇社会参加支援等、個々のおかれた状況により多様な 視点での支援が必要
- ②地域移行・地域定着支援 長期入院している人や施設に入所している人が、地域の中で普通に暮らすための 支援プロセスを理解することが必要
- ③ライフステージを視野に入れた継続的な支援移行期の重要性

相談支援が考える暮らしの支援とは

「どこで、誰と、どのように暮らすのか」を考える

- ◎本人にとっての暮らしやすい地域、場所はどこか
- ◎誰と、どのように暮らしたいのか
- ◎どのようなことをして暮らしたいのか
- ◎本人は何ができるのか、何をするのか
- ◎どんな配慮、支援が必要なのか を理解して
- ◎どんな人たちの協力が必要なのか
- ◎どのようにして決定するのか
- ◎いつ、誰が、何をするのか を考える

そもそも「地域生活」ってなに?「地域」ってどこ?

「地域」って施設以外ってこと? グループホームは「地域」?

地域生活って…

- 「ここが私の生きるまち」だって思える暮らし
- 自分が住みたいと思う場所で、人としてあたりまえの存在として暮らし、 さりげなくその土地の風景の一部になって生きること。

だとしたら…

- ・地域と交流のないような、日課が優先され、融通の利かないグループホームの暮らしだとしたら、それって…。
- 「住み慣れた地域で暮らす」と謳ってしまった時点で、その地域にGHを 作らなければ、「住み慣れない地域で暮らす」というフレーズに変わって しまう。

「地域での暮らし」を支援することとは

地域生活とは

- 「地域」とは、いろいろな人との関わりがある場所。本人のこと に関知しない人、「支援する人」でも「支援される人」でもない 人が大勢いる。
- 「地域」での生活は、本人を支援する人たちの目の届く範囲だけで行われることはない。
- ・目の届かない多くの関わりの中で生まれる摩擦や相互理解のなかで、本人には日常生活に具体的に役に立つ経験や知識を身に付けていく
- 支援する立場には、その可能性を閉ざすことなく、本人自身による挑戦と失敗を見守ることが求められる。

どこで暮らしたいか?

〈在宅生活〉

- ・生活や関係性を継続出来る。
- 見守りや緊急時の対応など家族の犠牲なしでは成り立ちにくい。

〈入所施設〉

- 生活や関係性の継続は困難。本人の尊厳は損なわれやすい。
- 終の棲家として自ら施設を選ぶ人は・・・。

〈グループホーム〉

- ・地域に住み続けることが出来る。
- ・生まれ育った地域を離れなければ生活や関係性の継続は可能。
- ・地域との交流がなければ地域生活の実感はないかも知れない。
- ・障害基礎年金のみで生活することは難しい地域もある。
- ・少人数ではあるが、ミニ集団生活である。

障害者基本法

第三条 (地域社会における共生等)

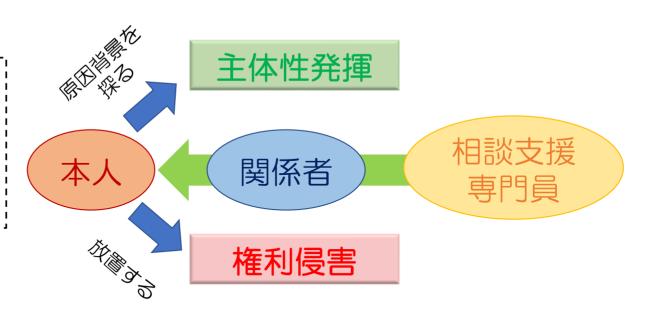
第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、 基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわ しい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨 として図られなければならない。

- 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取 得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

自立・自己決定の視点(主体性発揮)

本人が主体性を持った人であると捉え、主体性を発揮できるように本人と周囲に働きかける。(発達保障と同義)

| 重症心身障害で反応がない | 自傷他害を繰り返す | 精神医療から抜けられない | アディクションが収まらない | 犯罪を繰り返す | 何度も約束を反故にする



「自立」とは「依存」先を増やすこと

東京大学先端科学技術研究センター准教授 熊谷 晋一朗

(前略) それまで私が依存できる先は親だけでした。 だから、親を失えば生きていけないのでは、という不 安がぬぐえなかった。でも、一人暮らしをしたことで、 友達や社会など、依存できる先を増やしていけば、自 分は生きていける、自立できるんだということがわ かったのです。

「自立」とは、依存しなくなることだと思われがちです。でも、そうではありません。「依存先を増やしていくこと」こそが、自立なのです。 これは、障害の有無にかかわらず、全ての人に通じる普遍的なことだと、私は思います。(後略)

4.障害のある人の権利擁護

相談支援のはたすべき役割について理解する

- (1) 障害者権利条約
- (2) 障害者虐待防止法
- (3) 障害者差別解消法
- (4) 意思決定支援

2007年 国連

2014年批准

「障害者権利条約」に署名

2011年「障害者基本法」が改正

国としての基本的な姿勢、考え方を示す

2012年「障害者虐待防止法」の施行

障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防

2013年「障害者総合支援法」施行

誰もが住み慣れた地域での生活を実現するため

2016年「障害者差別解消法」施行

障害を理由とする差別の解消

そもそも権利擁護とは?日本語として考えると・・・

「権利」

生まれながらにあるもの

ある物事を自分の意思によって、自由に行ったり、他人に要求したりすることのできる資格・能力。

「擁護」

権利を行使するためのお手伝い

危害、破壊を加えようとするものから、かばい、 まもること。

権利擁護って…

【消極的な権利擁護】

- 差別をなくす
- ・虐待を無くす
- 地域で暮らす(入所施設からの地域生活移行)
- ★虐待・差別等の問題



- ≪障害者差別禁止法≫
- ≪障害者虐待防止法≫

【積極的な権利擁護】

- 自己決定プロセスへの支援
- 共同自己決定のネットワーク
- ・ 第三者の視点
- ★自立、自己決定、 エンパワメント、 インクルージョンの議論



≪その人らしい生活≫

4.障害のある人の権利擁護

「障害者の権利に関する条約」について理解する

2014年1月20日「障害者の権利に関する条約」を批准し、140番目の締約国となる

「障害者の権利に関する条約」前文の主な内容

- 人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い得な い権利を有していること。
- ・障害者の多様性を認め、すべての障害者の人権を促進し、及び保護することが必要であること。
- 障害者が、世界のすべての地域において、社会の平等な構成員としての参加 を妨げる障壁及び人権侵害に依然として直面していることを憂慮すること。
- ・障害者にとって、個人の自律(自ら選択する自由を含む)及び自立が重要であること。
- 障害者が、政策及び計画に係る意思決定の過程に積極的に関与する機会を有 すべきであること。
- 障害者がすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たっては、物理的、社会的、経済的及び文化的な環境、健康及び教育並びに情報及び通信についての機会が提供されることが重要であること。

障害者の権利に関する条約:

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の 固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者 の権利の実現のための措置等について定める条約

スローガン <u>「私たち抜きに、私たちのことを決めないで」</u> (Nothing about us, without us)

4.障害のある人の権利擁護

障害者虐待防止法について理解する

- ◇ 正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者 に対する支援等に関する法律」
- ◇「障害者虐待」を次の3類型に分類
 - ① 養護者による虐待
 - ② 障害者福祉施設従事者等による虐待
 - ③ 使用者による障害者虐待

5つの虐待行為とは?

身体的虐待	身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行 を加え、または正当な理由なく身体を拘束すること
性的虐待	わいせつな行為をすること、またはわいせつな行為を させること
心理的虐待	著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的な言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
ネグレクト (放 棄・ 放置)	食事や飲み物を与えない、長期間放置すること (事業所や企業の場合)他者から虐待行為の放置や養 護すべき職務上の義務を著しく怠ること
経済的虐待	財産を不当に処分すること、その他不当に財産の利益 を得ること

虐待対応協力者としての事業者

- 相談支援において、障害者の虐待を発見しやすい立 場にある。
- 各種の相談・支援を通して障害者虐待にいち早く気づき、発見することが重要。
- 困難事例の相談や不適切な支援がある場合は特に注意が必要。
- ・相談内容に「虐待」という言葉が含まれていなかったとしても、内容として虐待が疑われるものがあれば、虐待を視野に入れ、聞き取る事が必要。

虐待対応協力者としての事業者

- 個人対応での見落としを防ぐために、それぞれの職員が受けた相談を一人で抱え込まず、相談内容を組織として共有していくこと。
- 事業者は虐待を発見した場合、市町村へ迅速に通報 しなければならない。
- 通報後は市町村の求めに応じて、市町村と連携協力し、虐待対応について協議を行う。
- ・必要により訪問時にも同行。
- 個別ケース会議への参加と役割担当。

虐待かも?と感じるには

- *同じものを見ても、聞いても、 知識がなければ、「気づくことはできない」
- ⇒相談員・サビ管:なにを見たら、聞いたら、どう動 くのか?
- ⇒相談員・サビ管:どのような支援が虐待、あるいは 虐待の可能性があるのか?
- ⇒地域:「気になる」声、音、姿、家の況・・・・・

正式名称は

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

障害者虐待を本気でOにする!!

4.障害のある人の権利擁護

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」ついて 理解する

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定され、平成28年4月1日から施行された。

「障害者差別とは、合理的配慮を除いて、障害者に健常者と異なる扱いをすることすべて!」

参考:障害者基本法

障害者差別解消法の概要

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

「社会的障壁」とは?

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁 となるようなもの

- ①物理的な障壁・社会における事物 (通行、利用しにくい施設、設備など)
- ②制度的な障壁 (利用しにくい制度など)
- ③文化・情報面での障壁 (障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④意識上の障壁(心の壁)・観念 (障害のある方への偏見など)

「合理的配慮」とは?

- 1. 日常生活や社会生活における制限(暮らしにくさ)をもたらす原因となる「社会的障壁」の取り除きを求める意思表明があった場合に、個別の状況に応じて講じられるべき措置(乗り物への乗車に当たっての職員等による手助け、筆談・読上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション手段による対応、段差の解消のための渡し板の提供など)
- 2. 「意思の表明」は、言語(手話も含む)その他の意思疎通の ための手段により伝えることを指し、知的障害等により本人 が自ら意思を表明することが困難な場合には、その家族等が 本人を補佐して意思の表明をする場合も含み得る

4.障害のある人の権利擁護

意思決定支援の定義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

【障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインより】

〇改正障害者基本法

【第23条】(相談等)

国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者・・に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

〇障害者総合支援法

【第42条第1項】(指定障害福祉サービス事業者等の設置者の責務)

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者は、障害者等が自立 した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮 するとともに・・(以下略)

〇成年後見制度利用促進法

第3条(基本理念)

成年後見制度の利用の促進は・・成年被後見人等の<mark>意思決定の支援が適切に行われる</mark>とともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと・・等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

どんな人にも「意思」がある

「意思」…「心の中に思い浮かべる何かをしようという考え、思い」

「意志」…「物事をなすにあたっての積極的なこころざし」

「意思」が思いをあらわす中立的な言葉であるのに対し 「意志」は、はっきりと「決定された考え」を表す言葉。 すなわち「意思」は、漠然とした思いをも含む概念であり どんなに障害の重い人でも「意思がある」ということ。

暮らし方を決める (選択の機会)



意向確認 アセスメント

情報提供

情報の受容・ 伝達の能力 など



写真・パンフレット・ ホームページ 等





意思表出

¦意向•特性• 環境•対人関係 など

意思実現

決定能力 表出の配慮 決定のため の会議





実際に見て、話を聞く



体験

実際にやってみる

意思形成



相談• 助言

「意思決定」とは…

「意思決定」とは「ある目標を達成するために、複数の 選択可能な手段の中から最適なものを選ぶこと」であり、 「選択」という要素があることが大切です。

「意思決定支援」とは、漠然とした「思い」や「考え」を形にし、本人が主体的に何かを選択していくことを支援するプロセスであり、どんなに障害の重い人でも意思決定はできます。

また、意思決定をする意識は、使えば使うほど強まり、 成長していくものです。

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

意思決定支援とは

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

意思決定を構成する三要素

本人の判断能力 本人の判断能力の程度についての 慎重なアセスメントが重要となる

意思決定が必要な場面

- ①日常生活における場面(食事・外出・余暇活動等)
- ②社会生活における場面(自宅 →GH、施設→地域への移行 等

人的・物理的環境による影響

- ・本人に関わる職員や関係者に よる人的な影響
- ・環境による影響
- 本人の経験の影響

意思決定支援の基本的原則

- ① 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である
- ② 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を 尊重するよう努める姿勢が求められる
- ③ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまで生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する

最善の利益の判断(本人の意思の推定が困難な場合)

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せ ざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要である。 留意点①メリット・デメリットの検討②相反する選択肢の両立③自由の制限の最小化

意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面

・サービスの選択・居住の場の選択等

本人が自ら意思決定できるよう支援



自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント

(相談支援専門員、サービス管理責任者 兼務可)

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援 会議の開催準備等
- アセスメント 本人の意思確認、日常生活の様子の観察、関係者からの情報 収集、本人の判断能力、自己理解、 心理的状況等の把握、本人の生活史等、 人的、物理的環境等のアセスメント、体験を通じた選択の検討等

意思決定支援会議の開催

(サービス担当者会議、個別支援会議を 兼ねて開催可) 本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・ 事業者・関係者等による情報交換 や本人の意思の 推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・ 個別支援計画 (意思決定支援計画)の作成とサービスの 提供、支援結果等の記

支援から把握される表情や感情、 行動等から読み取れる意思と選好等 の記録

意思決定支援とは…

「本人を中心に、家族、相談支援、支援提供事業者、権利擁護をする第三者 などが協働して、地域の中で自分らしく生きていくための支援を受けられる ようにして、セルフマネジメントすることを支援していく」ということ…

「テクニックや手続きの話ではなく、要は、人の人生を他人が決めるなって こと。親であろうと支援者であろうと。その人の人生はその人のもの、障害 があっても、自分の人生を他人が決めるっておかしいでしょって話」。

障害があろうがなかろうが、その人の人生はその人本人のもの その主役の座は、何があっても決して奪われてはならないもの

意思決定支援が本格化津久井やまゆり園居住めぐり 2017年4月14日神奈川新聞

19人が刺殺されるなどした県立障害者施設「津久井やまゆり園」の入所者の居住の場を巡り、本人への意向確認に向けた取り組みが本格化し始めた。県は13日、本人や家族に聞き取りを行うチームの関係者を対象にした説明会を横浜市内で実施。実際の聞き取りは、同園再生の在り方がまとまるのに先立ち、5月から始まる見通しだ。

チームは入所者が利用する障害福祉サービスの内容を定めた計画をつくる相談支援専門員を責任者に、同園や県、市町村職員らで構成する。説明会は非公開だったが、県によると、県内自治体職員20人のほか、民間の相談支援事業所から9人が参加。県が基本的な進め方などを説明した。

参加した相談支援専門員の一人は「家族は皆、『親亡き後』をどうするか悩んでいる」とし「重度障害者が地域で暮らせるための受け皿や態勢を充実させていく道筋が示されない中で、施設か地域かと尋ねても選べないのでは」と話した。(中略)

同園入所者の暮らしの場の選択については、県障害者施策審議会の専門部会が検討し、 本人の意思を最大限尊重することを確認。本人の意思を推定することが難しい場合は、家 族や施設職員などの関係者の意見を踏まえて総合的に「本人の最善の利益」を判断するこ ととしている。

意思決定支援で大切にしたいこと

- 「意思」は必ずあるということ
- ・意思決定の前に意思形成と意思表明があること
- ・ 生活のあらゆる場面で意思決定してること
- 「聴くこと」「応えること」「つなぐこと」
- ・ 無自覚のうちに支援者目線になっていることを自覚すること
- ・ 意思決定支援こそ最大の権利擁護ということ

5.ソーシャルワーカーとしての相談支援

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義 2014年7月国際ソーシャルワーカー連盟総会および国際ソーシャルワーク学校連盟総会において定義を採択

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、 および人々のエンパワメントと開放を促進する、実践に基 づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的 責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの 中核をなす。

ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

being(生きること)とwell-being(良く生きること)

豊かさを求める部分

生きるために必要な部分

well-beingの支援 (生活の質…その人らしさの支援)

beingの支援 (安全・安心の支援)

安心・安全の上に … 何を積むか?

参考文献

- ●平成30年度名古屋市サービス管理責任者及び児童発達管理責任者研修資料 「相談支援(障害児者支援)の基本視点」瑞穂区障害者基幹相談支援センター 相談支援専門員 丹 有子氏
- ●令和元年度相談支援専門員指導者養成研修資料初任者研修講義2「相談支援(障害児者支援)の基本視点」
- ●スーパー又村塾@つぼみ会資料(平成28年7月23日)
- ●令和元年度栃木県サービス管理責任者及び及び児童発達管理責任者研修資料 「計画作成とサービス提供のプロセス」



令和2年度サービス管理責任者等受講資格取得研修 相談支援(障害児者支援)の基本的視点

> 芳賀郡障害児者相談支援センター 石﨑 智